

千葉市国民健康保険条例の一部改正について

(出産育児一時金に係る制度改正)

1 改正内容

出産育児一時金の支給総額を42万円から50万円に増額する。

2 改正理由

国において、平均的な出産費用が増加していることから、基本支給額を8万円増額し、出産育児一時金の総額を50万円に引き上げることが示されたため、本市においても条例を改正し、支給額の変更を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日（令和5年4月1日以後の出産から適用）

<参考> 出産育児一時金の支給額

区分	変更前	変更後
出産育児一時金の支給額	40.8万円	48.8万円
産科医療補償制度の掛金に係る加算額	1.2万円	1.2万円
合計	42万円	50万円

【産科医療補償制度】

分娩に関連して、出産児に重度脳性まひ（障害者等級1、2級相当）が発症した場合に、補償金が支給される制度。分娩する医療機関が日本医療機能評価機構の運営する保険に加入している場合に適用となる。

補償の対象と認定された場合は、総額3,000万円の補償金が支給されるほか、事故原因の分析を通して産科医療の質の向上を図ることを目的とする。